

令和 7 年度千曲市都市計画基礎調査業務委託

特 記 仕 様 書

千 曲 市

令和 7 年度千曲市都市計画基礎調査業務委託

特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、千曲市（以下「甲」という。）が計画及び実施する令和 7 年度千曲市都市計画基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(準拠する法令等)

第 2 条 本業務は、本特記仕様書、契約書、設計書その他、以下に示す関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 都市計画法及び関係法令
- (2) 令和 7 年度都市計画基礎調査実施要領（令和 7 年 4 月長野県建設部都市・まちづくり課）（以下、「県要領」という。）
- (3) 都市計画基礎調査実施要領（第 5 版：令和 5 年 6 月国土交通省都市局）（以下、「国要領」という。）
- (4) 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第 2 版）（令和 3 年 5 月 国土交通省都市局）（以下「国技術資料」という。）
- (5) 千曲市財務規則及び諸規則
- (6) その他関係法令及び規定等

(業務計画)

第 3 条 受託者（以下「乙」という。）は、業務実施に先だち次の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 技術者等通知書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他、甲が必要と認める書類

(管理技術者等)

第 4 条 管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）または R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有することとし、本仕様書に定められた範囲で業務を行い、各作業工程が計画どおり遂行されるように管理するものとする。

- 2 照査技術者は、技術士（建設部門）または R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有することとし、照査計画を作成し、照査に関する事項を定めるものとする。
- 3 担当技術者は、管理技術者の指示のもと、甲との協議や連絡調整を行い、業務の全般にわたる実務的な作業を行うものとする。また、業務を分担する担当技術者のうち 1 名は応用情報処理技術者（旧資格を含む）の資格を有するものとする。なお、会社としての実績は、過去 10 年間に於いて長野県内の都市計画基礎調査業務の実績を 1 件以上有するものとする。

(打合せ・協議)

第 5 条 本業務を円滑に遂行するため、次のとおり打合せを実施するものとする。なお、管理技術者は、業務着手時、最終成果品納品時及び甲が必要と認めたときには出席するものとする。また、作業打合せの際には打合せ記録簿を作成し、甲の定める監督員へ提出するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 県主催の説明会への出席
- (3) 成果作成中間時
- (4) 県とのヒアリング時
- (5) 最終成果品納品時
- (6) その他甲が必要と認める時

(疑義)

第6条 乙は、本業務を実施するにあたり、本仕様書に疑義を生じた場合、または明記されていない事項については、甲と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(諸手続き)

第7条 本業務遂行のための必要な関係官公署、その他に対する諸手続きは、乙の責任において実施しなければならない。

(土地の立入り)

第8条 本業務遂行にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地の所有者等の了解を得て、紛争等の起こらないように留意しなければならない。

(損害賠償)

第9条 本業務遂行中に第三者より受け、または与えた損害は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、本業務遂行上に知り得た秘密を第三者に漏らしたり、無断で使用してはならない。

(検査)

第11条 乙は、本業務を完了した時は、速やかに成果品を甲に提出し、検査を受けなければならない。なお、甲は、作業が完了する前においても、その実施状況について随時検査を行うことができるものとする。

(担保)

第12条 本業務完了後、乙の過失又は疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合は、甲が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を乙の負担において実施しなければならない。

(資料貸与)

第13条 甲は本業務に必要な資料を次のとおり乙に貸与する。なお、その際乙は甲に申請書及び借用書を提出し、業務完了後すみやかに返納しなければならない。

(1) 都市計画基本図（原図及び印刷図及びDMデータファイル）

(2) 令和2年度千曲市都市計画基礎調査書（調書・図面・報告書・CD等）

(3) 調査に使用するデータ（紙媒体・CD等）

但し、GISデータ等の変換・貸与に伴う費用が発生した場合は、乙の負担とする。

(4) その他、甲が必要と認めた資料

第2章 都市計画基礎調査

(業務範囲)

第14条 本業務の調査範囲は、千曲市全域とする。

(業務の目的)

第15条 本業務は、千曲市における都市政策の企画・立案及び都市計画の運用に資する基礎調査として、都市計画法第6条第1項の規定に基づき、以下（第16条）の基本調査項目について調査を行い、客観的・定量的なデータに基づく都市計画運用の基礎となるデータを整備することを目的とする。

(調査項目)

第16条 本業務の調査項目については、県要領に基づき以下の項目について行うものとする。

(1) 人口

総人口、年齢性别人口、通勤・通学等の動向を把握する為の以下の調査を行う。

C0101 人口規模（図面）

C0102 DID（集計表・図面）

C0103 将来人口（集計表）

C0104 人口増減の内訳（集計表）

C0105 通勤・通学移動（集計表・図面）

（２）産業

産業別就業者数・事業所・工業出荷額・商業販売額等の動向を把握する為の以下の調査を行う。

C0201 産業・職業分類別就業者数（集計表）

C0202 事業所数・従事者数・売上金額（集計表）

（３）土地利用

土地利用現況、農地の転用、宅地開発等の土地の利用状況を把握する為の以下の調査を行う。

C0302 土地利用現況（集計表・図面）

C0304 宅地開発状況（調書・集計表・図面）

C0305 農地転用状況（集計表）

C0307 新築動向（集計表・図面）

C0308 条例・協定（調書・図面）

（４）建物

土地利用の動向、建物の用途別の現況等により都市計画区域内の建物の状況、形態、老朽化度を把握する為の以下の調査を行う。

C0401 建物用途別現況（調書・図面）

C0402 建物階数別・構造別・建築年別・高さ別現況（集計表・図面）

（５）都市施設

都市施設・道路の整備状況を把握する為の以下の調査を行う。

C0501 都市施設の位置・内容等（調書）

（６）交通

道路交通量、鉄道・バスの利用状況を把握する為の以下の調査を行う。

C0601 主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度（調書・図面）

C0603 鉄道・路面電車等の状況（調書）

C0604 バスの状況（図面）

（７）自然的環境等

緑地の配置等の現況を把握する為の以下の調査を行う。

C0803 緑の状況（集計表・図面）

（調書・図面作成の様式及び図式等）

第 17 条 本業務における基礎調査の調書及び調査図作成の様式、図式（色）、装丁方法は、県要領に準拠し実施するものとする。なお、県要領に示された収集資料の入手が困難な場合は、前回調査時と同様の手法で整理するなど、特記されていない事項については、甲と協議のうえその指示に従うものとする。

（データ使用）

第 18 条 本業務に必要な人口、土地及び建物等のデータ（第 13 条の資料）を貸与する。なお、データ等借用時には千曲市電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規定第 12 条に基づく調査に回答し、トラブル、データの漏洩等が生じないように、取り扱いには十分留意をしなければならない。

（データの処理・保存）

第 19 条 本業務の調書、概要版及び資料は、Microsoft Word 及び Excel 等により作成し、図面については PDF 形式にて保存し出力するものとする。

2 本業務で作成する図面は GIS データとし、千曲市都市計画課に導入済みの、都市計画情報管理システムでの利用が可能な BDS 形式または汎用的な Shape 形式とする。なお、都市計画情報管理システムに搭載するデータについては甲と協議するものとする。

(集計表・調書・図面の編集)

第20条 集計表・調書及び調査図面は、磁気媒体を含めてA4ドッジファイル（又は同等品）に綴じるものとする。なお、県（建設事務所、都市・まちづくり課）には全ての集計表・調書、図面、概要版データを収めた電子媒体のみを2部提出するものとする。

(概要版)

第21条 調査結果の概要等を記載した基礎調査概要版を作成するものとする。

2 基礎調査概要版の作成にあたっては、原稿の段階で甲の承認を得るものとする。

3 基礎調査概要版の他、県が実施するヒアリングにおいて必要な調書(原稿)も作成するものとする。

第3章 成 果 品

(成果品)

第22条 納入する成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 基礎調査調書（製本(A4ドッジファイル)） | 1部 |
| (2) 基礎調査図面（製本(A4ドッジファイル)） | 1部 |
| (3) 基礎調査概要版（簡易製本） | 50部 |
| (4) ヒアリング調書（原稿） | 1部 |
| (5) 基礎調査調書・図面の電子データ（CD等）（千曲市用2部、長野県用2部） | 4部 |
| (6) その他、甲が必要と認めた資料 | 1式 |
- なお、成果品の作成方法やまとめ方については甲と協議のうえ作成するものとする。

(履行期限)

第23条 本業務の履行期限は、令和8年3月13日とする。

(納入先)

第24条 成果品の納入先は、千曲市役所 都市計画課とする。